

○津山圏域資源循環施設組合職員任用規則

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(試験による採用又は昇任)

第2条 組合の職員の採用又は昇任は、次条及び第4条の規定により選考によることが認められる場合を除き、競争試験（以下「試験」という。）によるものとする。

(選考による採用)

第3条 次の各号に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。

(1) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験（採用のときにおいて既に失効したものを除く。）又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と管理者が認める職

(2) かつて組合の職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と管理者が認める職

(3) 法令の規定に基づく免許を必要とする職

(4) 前3号に掲げるもののほか管理者が試験によることが適当でないと認める職

(選考による昇任)

第4条 次の各号に掲げる職に任用する場合は、それぞれ選考によることができる。

(1) 主査又はこれと同等以上の職

(2) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験又は選考に係る職（当該職員が前条第1号の規定により採用された場合に限る。）又はかつて正式に任用されていた職（当該職員が前条第2号の規定により採用された場合に限る。）と同等以下と管理者が認める職

(3) 前2号に掲げるもののほか試験によることが不適当であると管理者が認める職

(試験及び選考の機関)

第5条 試験及び選考は、職員任用委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長及び委員は、管理者が任命する。

(試験の告知)

第7条 採用試験の告知は、公告その他適切な方法により行わなければならない。

(告知の内容)

第8条 前条の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 採用する職の職務及び給与
- (2) 受験資格
- (3) 試験の日時及び場所
- (4) 受験手続
- (5) その他必要な事項

(受験資格)

第9条 受験資格は、試験の対象となる職の職務に応じて、受験者として必要な経歴、学歴、免許その他必要な資格をその都度管理者が定める。

(受験手続)

第10条 志願者は、受験申込書を募集締切日までに提出し、受験票の交付を受けるものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、前項の受験申込書のほか次の各号に掲げる書類の一部又は全部を提出させることができる。

- (1) 最終学校の学業成績証明書
- (2) 免許証、試験検定合格証等の写し
- (3) 身体検査書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該試験について管理者が必要と認める書類

(試験の要領)

第11条 試験は、次の各号に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験

2 筆記試験は、次の科目について行うものとする。ただし、委員会において必要がないと認める場合は、一部又は全部を省略することができる。

- (1) 一般教養問題
- (2) 作文

(採用候補者名簿)

第12条 採用試験に合格した者は、採用候補者名簿に登載するものとする。

2 職員の採用は、採用候補者名簿に登載されている者の中からこれを行う。

3 採用候補者名簿の有効期間は確定後1年とする。

(選考の方法)

第13条 選考は、選考される者のその職の職務遂行能力をその選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、委員会が必要と認める場

合は、次の各号の一以上をあわせて行うことができる。

- (1) 経歴評定
 - (2) 実地考査
 - (3) その他職務遂行能力を客観的に判定することができる方法
- (選考の基準)

第14条 選考は、その職務に応ずる経歴、学歴、免許又は知識及び技能を勘案することとし、昇任の場合については、さらに勤務成績の良好であることを含むものとする。

(臨時的採用)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、現に職員でない者を臨時的に採用することができる。

- (1) 災害その他の事故のため職員を任命するまでの間、その職員を欠員にしておくことのできない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に採用する場合

第16条 臨時的に任用されたものは、その任用期間の満了によって自然退職するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。